

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第80号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、児童館及び学童保育所の開館時間を延長するとともに、利用料金の適正化を図ることとしました。

- 1 土曜日及び夏期休業期間その他の小学校の長期休業期間（第4条第2項に規定する別に定める日）における開館時間の変更

改正前	改正後
午前8時30分から午後6時30分まで	午前8時から午後6時30分まで

- 2 放課後児童健全育成事業に関し児童館等を利用する場合の利用料金の限度額の改定

区分	単位	利用料金	
		改正前	改正後
午後6時まで利用することにつき許可を受けた場合	1月	円 8,700	円 10,300
午後6時30分まで利用することにつき許可を受けた場合		9,500	11,100

上記1及び2に係る改正は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 80 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

第8条第2項第1号中「8,700円」を「10,300円」に改め、同項第2号中「9,500円」を「11,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)